

## 68. 10

## 国有の特許権等が国以外の者に移転した場合における特許（登録）料等の取扱い

国有の特許権、実用新案権、意匠権又は商標権（以下「特許権等」という。）を国以外の者に移転した場合において、国以外の者が納付すべき特許（登録）料は、特許権、実用新案権又は意匠権にあっては、その移転登録の日（一般承継による場合は、その原因発生日）の属する年の次の年からの各年分（特許権又は実用新案権にあっては、第4年分以降のものに限る。）とし、商標権にあっては、当該存続期間の次の存続期間の更新登録に係る登録料からとする。

（説明）

1. 国に属する特許権等には、特許（登録）料の納付義務の規定は、適用しない（特107条2項、実31条2項、意42条2項、商40条3項<sup>\*1</sup>）。この規定は、国庫資金の自己循環を回避するための規定であり、特許権等が国に属している間のみ適用され、はじめ国に属していた特許権等が後に国以外の者に譲渡されたときは、この規定の適用のないことは言うまでもない<sup>注1</sup>。
2. 特許法第112条第4項（同条5項、実33条4項、意44条4項、商20条4項）の規定（権利消滅擬制の規定）は、特許権又は実用新案権にあっては第4年、意匠権にあっては第2年以降の各年分の特許（登録）料を納付しないとき又は商標権の存続期間の更新登録の申請をしないときに適用される規定であって、特許権又は実用新案権にあっては第1年から第3年、意匠権にあっては第1年、商標権にあっては当該存続期間の期間中の権利については、消滅擬制の規定は存在せず、当該期間中に国有の特許権等が国以外の者に移転した場合においても、特許（登録）料は納付せずとも存続する。
3. 特許権又は実用新案権にあっては第4年、意匠権にあっては第2年以降の各年分の特許（登録）料は、前年以前に納付しなければならず（特108条2項、実32条2項、意43条2項）、この納付期間不遵守の場合の猶予期間としての追納期間内に特許（登録）料及び割増特許（登録）料を納付しないときは、特許法第112条第4項（実33条4項、意44条4項）の規定が適用され、当該特許権等は、当初の納付期限が経過する時に遡って消滅したものとみなされる。これらの規定は、当初の納付期限において特許（登録）料の納付義務の規定が適用されない国に属する特許権等には適用されず、特許権等が前年以前の納付期限において国に属するものであれば、当該年分の間存続する。年（商標権にあっては当該存続期間）の途中で国から国以外の者に移転した場合において、当該年分の特許（登録）料の納付義務及びその不遵守の場合の効果を用いるための特別の法規定は存在しない。
4. 特許法等における納付期限及び特許（登録）料を納付しないときの効果に関

する規定の趣旨は、納付期限不遵守の理由のいかんを問わず、当初の納付期限内に納付することができないときは、直ちに特許権等の効力を失わせることのないよう特許（登録）料の追納の機会を与え、追納期限内においても納付しないときは、当初の納付期限経過時に遡って権利消滅を擬制することにより、以後の権利関係を明確化し、特許等法律関係の安定化を図るところにあると解すべきである。

5. 以上を総合的に勘案し、国の特許権等には、特許（登録）料の納付義務の規定を適用しない旨の規定以外に何らの規定も設けられていない現行特許法等においては、特許（登録）料の納付を前提とした特許権等の設定の登録又は特許権等の存続に関する規定等の適用については、国について当該特許（登録）料が納付期限内に納付された場合と同様の効果を生じたものとして運用し、国以外の者に移転したときは、法規定による納付期限を厳格に適用するのが妥当と考えられる。

（注）国には、特許法第107条第2項、実用新案法第31条第2項、意匠法第42条第2項若しくは商標法第40条第3項（同法65条の7第3項において準用。）の規定の適用について、大学等技術移転促進法附則第3条の規定により国立大学法人、大学共同利用機関法人若しくは独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「国立大学法人等」という。）の研究成果について譲渡を受けた承認事業者（平成19年3月31日までにした特許出願に係る特許料の納付に限る。）が国とみなされる場合、産業技術力強化法附則第3条の規定により国立大学法人等（平成19年3月31日までにした特許出願に係る特許料の納付に限る。）が国とみなされる場合、特許法等の一部を改正する法律（平成15年法律第47号。以下「平成15年改正法」という。）附則第2条第4項、第3条第2項、第4条第1項若しくは第5条第1項の規定により特許法第107条第2項、実用新案法第31条第2項、意匠法第42条第2項若しくは商標法第40条第3項（同法65条の7第3項において準用。）の規定中「国」とあるのを「国等」とする場合（平成16年3月31日までにした特許出願、実用新案登録出願、意匠出願及び商標出願に係る特許料又は登録料の納付に限る。）、又は平成15年改正法附則第8条第1項若しくは第2項の規定により、なお効力を有する平成15年改正法第7条の規定による改正前の大学等技術移転促進法第12条第4項（同条10項及び同法13条第2項において準用。）又は同法12条10項（同法13条3項において準用。）の規定の適用を受け、国立大学における研究成果について国から譲渡を受けた国立大学関係認定事業者又は試験研究独立行政法人における研究成果について試験研究独立行政法人から譲渡を受けた試験研究独立行政法人関係認定事業者に属する特許権等について国に準ずる場合（平成16年3月31日までにした特許出願及び実用新案登録出願に係る特許料又は登録料の納付に限る）を含む。

(改訂平成23・11)

---

※<sup>1</sup> 商40条3項：商65条の7第3項において準用  
注<sup>1</sup> 特許庁編工業所有権法逐条解説、特107条参照。